おくやみハンドブック ~ 死亡にともなうお手続きのご案内 ~

ご遺族の方へ

この度は、謹んでお悔やみ申し上げます。

こちらは、今後必要な手続きについてのご案内です。

太子町役場での手続きについては、必要なものをご確認のうえ、担当窓口へお越しください。

ご不明な点などがありましたら、各担当課へお問い合わせください。



太 子 町

- ●死亡にともなう手続きについて、お亡くなりになった方が下記の事項に該当する場合は、担当課などでお手続きが必要になります。 詳しくは、各担当課までお問い合わせください。
- ●亡くなられた方の住所が太子町以外の場合は、住所地でお手続きが必要になるため、お手続きについては住所地の市区町村にお尋ねください。
- ●亡くなられた方の状況により、この他にもお手続きが必要になる場合があります。

≪役場でのお手続き≫

	反易でのねチ続さ <i>》</i> 手続きが必要な対象者	手続き	必要なもの	担当課
	住民登録			
	世帯主が亡くなり、残った世帯人数が2名以上の世帯	新世帯主の届出	手続きする方の本人確認書類 代理人の場合は委任状	住民人権課 25 0721-98-5515
	年金			
	国民年金に加入中、または、受給している方	各種給付などの請求、また は、届出	右記へお問い合わせください。 ※加入状況などによっては窓口が異なる場合 があります。	保険医療課 3 0721-98-5516
,	保険・介護			
	国民健康保険に加入している方	被保険者保険証及び各種認 定証の返還	・亡くなった方の被保険者証 ・亡くなった方の各種認定証 ・手続きする方の本人確認書類 ※加入の世帯主(納付義務者)が亡くなった 場合は、その世帯の加入者の被保険者証も必 要	保険医療課 ☎ 0721-98-5516
		葬祭費支給申請	・葬儀の領収証等(宛名フルネーム) ・葬祭執行者の印かん ・振込先口座がわかるもの	
	後期高齢者医療保険に加入している方	被保険者保険証及び各種認定証の返還	・亡くなった方の被保険者証 ・亡くなった方の各種認定証 ・手続きする方の本人確認書類	
		葬祭費支給申請	・葬儀の領収書(宛名フルネーム) ・振込先口座がわかるもの ・領収書宛名人以外の方が申請される場合 は、右記へお問い合わせください。	
	6 5歳以上の方、または、要介護認定を受け ている方	介護保険被保険者証等の返 還	・亡くなった方の介護保険証 ・亡くなった方の介護保険負担割合証 ・手続きする方の印かん ・手続きする方の本人確認書類	
	要介護認定申請中の方	要介護認定申請の取下げ	右記へお問い合わせください。	福祉介護課 ☎0721-98-5519
		介護保険料の還付請求申請	・手続きする方の振込先口座がわかるもの ・手続きする方の印かん	
	指定難病の医療受給者証をお持ちの方	医療受給者証の返還	右記へお問い合わせください。	富田林保健所 3 0721-23-2681
	被爆者健康手帳をお持ちの方	被爆者手帳の返還		福祉介護課 否 0721-98-5519

	手続きが必要な対象者	手続き	必要なもの	担当課
	医療証 			
	こども医療の医療証をお持ちの方	資格喪失及び医療証返還手 続き	子ども医療の医療証など 右記へお問い合わせください。	
	ひとり親家庭医療の医療証をお持ちの方	資格喪失及び医療証返還手 続き	ひとり親家庭医療の医療証など 右記へお問い合わせください。	保険医療課 2 0721-98-5516
	重度障がい者医療の医療証をお持ちの方	資格喪失及び医療証返還手 続き	重度障がい者医療の医療証など 右記へお問い合わせください。	
;	院			
	町・府民税が課税されている方	町・府民税に関する相続人 代表者の届出	右記へお問い合わせください。	
	原動機付自転車(125cc以下)などの車両を所有している方	名義変更、または、廃車の 届出	・ナンバープレート ・相続人の印かん、免許証 ・原付などの登録証	
	固定資産をお持ちの方	固定資産に関する相続人代 表者の届出	右記へお問い合わせください。	税務課 25 0721-98-5517
	未登記家屋をお持ちの方	未登記家屋の名義変更	右記へお問い合わせください。	
	町・府民税(普通徴収)、固定資産税、軽自 動車税(種別割)を口座振替により納付して いる方	口座振替の解約、または、 変更	右記へお問い合わせください。	
	章がい			
	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者 保健福祉手帳をお持ちの方	手帳返還	・申請者(返還届)・届出人の印かん・亡くなった方の手帳	
	大阪府障がい者扶養共済制度に加入している 心身障がい者の保護者	給付金請求	・障がい者及び年金管理者の印かん・死亡診断書・加入者が除かれた住民票(除票)・障がい者及び年金管理者の住民票・年金加入証書	
	大阪府障がい者扶養共済制度に加入している 心身障がい者		・加入者の印かん ・加入者の住民票 ・障がい者が除かれた住民票(除票) ・年金証書 ・加入者の振込先口座がわかるもの	
	大阪府障がい者扶養共済制度に加入している 扶養共済年金受権者	死亡届	・年金受給者の印かん・年金受給者が除かれた住民票(除票)・年金加入証書	福祉介護課 3 0721-98-5519
	特別障がい者手当を受給している方	死亡届	・受給者と生計を同じくしていた配偶者、子などの印かん	
	大阪府重度障がい者在宅生活応援制度を受給 している方	資格喪失届、または、死亡 届	・受給者と生計を同じくしていた 配偶者、子などの名義の銀行通帳 (未支払分の手当が発生しているとき)	
	障がい児福祉手当を受給している方	死亡届		
	受給者証(障がい福祉サービス、地域生活支 援)をお持ちの方	受給者証返還	・亡くなった方の受給者証	
	障がい者紙おむつの給付を受けている方	紙おむつ支給券の返還	・未使用の紙おむつ支給券	
	緊急通報装置、福祉電話・FAXの貸与がある方	緊急通報装置、福祉電話・ FAXの撤去・返還	・亡くなった方の印かん	

	手続きが必要な対象者	手続き	必要なもの	担当課		
-	子ども					
	特別児童扶養手当支給対象の児童の方	資格喪失届、または、額改 定 (減額)	特別児童扶養手当証書・印かん			
	特別児童扶養手当を受給している方	・相続人代表となる方の印 かん ・相続人代表となる方の本 人確認書類	・特別児童扶養手当証書 ・印かん(両親の一方が死亡した場合はほか に戸籍謄本、新受給者名義の銀行通帳、未支 払い分の手当が発生しているときは子の銀行 通帳)	子育て支援課 25 0721-98-5596		
	受給者証(障がい児通所支援)をお持ちの方	受給者証返還	・亡くなった方の受給者証			
	受給者証(障がい児通所支援)をお持ちの方 の通所給付決定を受けている保護者の方	通所給付決定を受けている 保護者の変更	・受給者証・次に保護者となる方の印かん			
	児童手当支給対象の児童の方	受給事由消滅、または、額 改定(減額)	・受給者の印かん	子育で支援課 25 0721-98-5596		
		受給事由消滅				
	児童手当を受給している方	未支払手当請求	・受給者の印かん ・次の受給者の口座番号			
		新規認定請求				
	児童扶養手当支給対象の児童の方	資格喪失、または、額改定 (減額)	・受給者の印かん			
	児童扶養手当を受給している方	死亡届兼未支払手当請求	右記へお問い合わせください。			
		新規認定請求				
	認可保育園・幼稚園・認定こども園在園児の 保護者の方	支給認定申請	・次に保護者となる方の印かん			
	小・中学校在学児童・生徒の保護者の方(保護者が不在になる場合のみ)	保護者代理申請	・次に保護者となる方の印かん	教育総務課 25 0721-98-5533		
	就学援助申請者の方	就学援助変更申請	・次に保護者となる方の印かん			

	手続きが必要な対象者	手続き	必要なもの	担当課		
-	下水道					
	下水道に接続されており、井戸水を使用して いる世帯	世帯人数の変更	右記へお問い合わせください。	環境農林課 25 0721-98-5522		
	下水道事業受益者負担金を納付中、または、 猶予中の方	受益者の変更				
	ごみ					
	亡くなられた方のごみの処理をされる方	ごみ処理の申込み	右記へお問い合わせください。	環境農林課 番 0721-98-5522		
•	その他					
	し尿汲み取り式トイレを使用している方	使用者変更、または、廃止	右記へお問い合わせください。	環境農林課 ☎ 0721-98-5522		
	犬を所有している方	所有者の変更				
	農地を相続された方	農地を相続したことの届出	右記へお問い合わせください。			
	森林を相続された方	森林を相談したことの届出				

≪その他制度などのご案内≫

内 容	問合せ
◆住民基本台帳カード・マイナンバー通知カード・マイナンバーカードについて 亡くなられた方の住民基本台帳カード・マイナンバー通知カード・マイナンバーカードは役場の窓口に返却していただく か、ハサミなどにより裁断したうえで廃棄処分してください。 ※相続などの手続きで亡くなられた方のマイナンバーが必要となる場合があります。	
◆印鑑登録の手続きについて 印鑑登録は、亡くなられた時点で自動的に廃止になります。印鑑登録カードは、役場の窓口に返却していただくか、ハサミなどにより裁断したうえで廃棄処分してください。	住民人権課 6 0721-98-5515
◆住民票について 住民票は住所地の市区町村へご請求ください。 住所が太子町で、太子町へ死亡届を出された場合、受理した日の翌々日(閉庁日含まず)から交付できます。	20121 00 0010
◆戸籍謄本などの請求について 戸籍謄本などは本籍地の市区町村へご請求ください。 本籍が太子町で、太子町へ死亡届を出された場合、受理日から3~4日後(閉庁日含まず)に交付できます。	
◆ご遺族のこころの相談について 精神保健福祉士、保健師が電話や面談などで相談に応じています。大切な人を亡くして"こころ"や"からだ"に不調が生 じたときはご相談ください。太子町以外にお住まいの場合は、住所地の保健所や保健センターへご相談ください。	いきいき健康課 (町立保健センター) 23 0721-98-5520
◆問合せ先が不明な場合	総務財政課 ☎ 0721-98-0300

≪役場以外でのお手続き≫

内 容	問合せ
◆国民健康保険以外の健康保険にご加入の場合 加入されている健康保険の事務所(勤務先等)にお問い合わせください。	
◆厚生年金(共済年金)に加入している(していた)方、または、受給者勤務先を管轄する年金事務所、または、お近くの年金事務所にお問い合わせください。	天王寺 年金事務所 ☎ 06-6772-7531
◆相続税などの国税について	富田林税務署 ☎ 0721-24-3281
◆自動車税などの府税について	大阪府税事務所 南河内事務所
◆不動産の登記手続きについて (予約制)	大阪法務局 富田林支局 33 0721-23-2432
◆軽自動車等 (3・4輪) を所有されている方 (名義変更、または、廃車の届出)	軽自動車検査協会大阪 主管事務所和泉支所 25 050-3816-1842
◆排気量125cc超のバイクを所有されている方(名義変更、または、廃車の届出)	大阪運輸支局和泉 自動車検査登録事務所 25 050-5540-2060
◆水道料金をお支払されている方水道使用中止届、または、使用者名義及び支払方法の変更が必要です。詳しくは、お問い合わせください。	水道センター 呑 0721-98-5536

【太子町役場】

〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地 ☎0721-98-0300 (代表)

開庁日:月曜日〜金曜日 午前9時〜午後5時30分 ※土・日曜日、祝日、休日、年末年始(12/29〜1/3)は閉庁。 ※駐車場有。